

## 議案第25号

### 守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年守谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「守谷駅周辺地区」を「中央」に、「松並」を「松並青葉」に、「原東」を「ひがし野四丁目」に改める。

別表第2守谷駅周辺地区地区整備計画区域の部中「守谷駅周辺地区」を「中央」に改め、同表松並地区整備計画区域の部中「松並地区」を「松並青葉地区」に改め、同表業務施設地区の項中「（り）項第3号」を「（ぬ）項第3号」に、「（り）項第4号」を「（ぬ）項第4号」に改め、同表原東地区整備計画区域の部中「原東」を「ひがし野四丁目」に改める。

別表第5（あ）の欄中「守谷駅周辺地区」を「中央」に、「松並」を「松並青葉」に、「原東」を「ひがし野四丁目」に改める。

別表第6守谷駅周辺地区地区整備計画区域の部中「守谷駅周辺地区」を「中央」に改め、同表松並地区整備計画区域の部中「松並地区」を「松並青葉地区」に改め、同表原東地区整備計画区域の部中「原東」を「ひがし野四丁目」に改め、同表御所ヶ丘五丁目第二団地地区整備計画区域の部住宅地区の項（え）の欄中第4号を削る。

別表第7（あ）の欄中「守谷駅周辺地区」を「中央」に、「松並」を「松並青葉」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

平成30年 3 月 1 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日原案 決

議 案	頁 数
25 号	1

## 提案理由（議案第25号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地区計画の名称変更及び建築基準法の一部改正の法施行に伴う都市計画変更等に合わせ、不整合条項の整合を図るため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
25号	2

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正		現行	
別表第1（第2条関係） 適用区域		別表第1（第2条関係） 適用区域	
名称	区域	名称	区域
中央_____地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中央_____地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域	守谷駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された守谷駅周辺地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
松並青葉地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された松並青葉地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域	松並_____地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された松並_____地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
ひがし野四丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたひがし野四丁目地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域	原東_____地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された原東_____地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条関係）  
建築物の用途の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない建築物
中央 地区整備計画区 域	(略)	(略)
松並青葉地区整 備計画区域	(略)	(略)
	業務施設地 区	1から11まで (略) 12 建築基準法別表第2 (ぬ) 項第3号に掲げる工場 13 建築基準法別表第2 (と) 項第4号及び(ぬ) 項第4号に掲げる危険物の 貯蔵又は処理に供するもの
ひがし野四丁目 地区整備計画区 域	(略)	(略)

別表第2（第4条関係）  
建築物の用途の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない建築物
守谷駅周辺地区 地区整備計画区 域	(略)	(略)
松並地区 整 備計画区域	(略)	(略)
	業務施設地 区	1から11まで (略) 12 建築基準法別表第2 (り) 項第3号に掲げる工場 13 建築基準法別表第2 (と) 項第4号及び(り) 項第4号に掲げる危険物の 貯蔵又は処理に供するもの
原東 地区整備計画区 域	(略)	(略)

別表第5（第5条関係）

建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
中央 __地区整備計 画区域	(略)	(略)	(略)
松並青葉地区 整備計画区域	(略)	(略)	(略)
ひがし野四丁 目地区整備計 画区域	(略)	(略)	(略)

別表第5（第5条関係）

建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
守谷駅周辺地 区地区整備計 画区域	(略)	(略)	(略)
松並__地区 整備計画区域	(略)	(略)	(略)
原東 __地区整備計 画区域	(略)	(略)	(略)

別表第6（第6条関係）

壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	壁面の位置の制限	適用の除外
中央 __地区整備計 画区域	(略)	(略)	(略)
松並青葉地区 整備計画区域	(略)	(略)	(略)
ひがし野四丁 目地区整備計 画区域	(略)	(略)	(略)
御所ヶ丘五丁 目第二団地地 区整備計画区 域	住宅地区	(略)	次の建築物又は建 築物の部分 1から3まで(略) (削除)

別表第6（第6条関係）

壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	壁面の位置の制限	適用の除外
守谷駅周辺地 区地区整備計 画区域	(略)	(略)	(略)
松並地区 整備計画区域	(略)	(略)	(略)
原東 __地区整備計 画区域	(略)	(略)	(略)
御所ヶ丘五丁 目第二団地地 区整備計画区 域	住宅地区	(略)	次の建築物又は建 築物の部分 1から3まで(略) 4 下端の床面か らの高さが30 cm以上で、周囲

の外壁面から水平距離50cm以上突き出していない、見付面積の1/2以上が窓である出窓

別表第7（第7条関係）  
高さの制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さの制限
中央 地区整備計画区域	(略)	(略)
松並青葉地区整備計画区域	(略)	(略)

別表第7（第7条関係）  
高さの制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さの制限
守谷駅周辺地区 地区整備計画区域	(略)	(略)
松並 地区整備計画区域	(略)	(略)